

特定事業所集中減算判定手続きフローチャート(正当な理由④の場合)

特定事業所集中減算チェックシートを作成  
(すべての居宅介護支援事業所において作成しなくてはなりません)

80%を超えている  
サービスがない

80%を超えているサービスが一つでもある

正当な理由④として当該事例を控除  
して計算した結果 80%を超えない

当該事例を控除して計算  
した結果 80%を超える

必要書類(居宅サービス事業所等の選択に関する  
理由書と添付書類等)を介護保険課へ提出

八尾市より『「特定事業所集中減算にかかる  
正当な理由④」の判定について』により正当  
な理由に該当するかの結果を送付します

八尾市が正当な理由に該当すると判定した  
件数を当該サービスを位置付けたケアプラ  
ン数から控除して再計算してください

特定事業所集中  
減算シートの提出  
は不要

再計算した結果  
80%を超えない

再計算した結果  
80%を超える

特定事業所集中減  
算シートは事業所で  
保管してください

80%を超える正当な理由がないとした特定事業所  
集中減算シートを完成させて福祉指導監査課へ  
提出してください

※正当な理由が④以外の場合は福祉指導監査課へ特定事業所集中減算シートの提出が必要です。